

宮崎市長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

宮崎市外の私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費及び宮崎市外の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 年 月 日～令和 年 月 日分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、宮崎市内に居住していることを宮崎市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを宮崎市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を宮崎市が対象施設に確認すること。
4. 必要に応じて宮崎市が保有する個人情報及び特定個人情報（マイナンバーによる情報連携を含む）を利用すること。
5. 宮崎市へ提出された請求書および請求書添付書類については、返却されないこと。
6. 審査により請求額と実際の給付額が異なる場合があること。

1. 請求者（施設等利用給付認定保護者）※氏名は請求される方ご自身が自署してください。

フリガナ、氏名（自署）、電話番号、現住所、生年月日、昭和/平成、年、月、日

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

フリガナ、氏名、生年月日、認定種別、認定者番号、令和年月～令和年月の間の住所、転入または転出に該当する場合は、転入・転出日を記入

3. 振込先（希望する償還払いの振込方法を選択・記入してください）

□ 公金受取口座を利用する

※請求者と個人番号の名義が一致する場合のみ、公金受取口座をご利用いただけます。それ以外の場合は振込口座指定をご利用ください。

□ 振込口座を指定する

区分、新規/変更/継続、金融機関名、預金種別、座番号、座名義

※「継続」以外の場合は、キャッシュカードまたは通帳の写しをご提出ください。

4. 委任状（「1. 請求者」と「3. 振込先」の口座名義が異なる場合に記入してください）

委任状、宮崎市長 殿、私、本請求書における施設等利用費の受領に関する権限の一切を、下記のとおり委任します。委任者/受任者、住所、氏名

<必ず裏面も記入してください>

(裏面)

5. 在籍した幼稚園等について記入

①	フリガナ		所在地	〒	-	
	幼稚園等名			電話:	-	-
	令和年 月 ~ 令和年 月の間の在籍状況			<input type="checkbox"/> 期間中在園	<input type="checkbox"/> 途中入園	<input type="checkbox"/> 途中退園
	途中入園または途中退園した場合はその年月日を記入			令和	年	月 日
	契約している利用料 ※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額

※1 新制度に移行済みの幼稚園・認定こども園を1号認定として利用した場合は、利用料の記入は不要です。  
 該当箇所にて記入のうえ、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□に✓を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

6. ①に記入した幼稚園等で、**幼児教育部分に関する利用料の契約がある場合**に記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)		入園年月日( 年 月 日)		入園料( )円	
利用年月	今年度分 支払った入園料の 月額換算額 (b = a/12) ※2	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※3	支払額合計 (d = b+c)	給付上限額 (e) ※4	請求額 (dとeを比較して 小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

- ※ 利用料及び請求額に保育料以外の費用(特定費用等)を含めないでください。
- ※ **3カ月以上の請求をする場合は**、別紙2「9. 幼児教育部分に関する利用料の契約がある場合に記入」に続きを記入してください。
- ※ **チェックリスト**を参考の上、(a)(c)の金額を証明する書類(領収証、特定子ども・子育て提供証明書等)を添付してください。
- ※2 年度途中での入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(小数点以下切り捨て)。
- ※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(小数点以下切り捨て。以降同様の取扱いです。)
- ※4 月額上限額は利用施設の種類により、次のとおりとなります。  
 [私学助成幼稚園：25,700円]、[国立大学附属幼稚園：8,700円]、[特別支援学校幼稚部：400円]。  
 また、途中で利用を終了する・認定期間が終了する、あるいは途中で利用を開始する・認定期間が開始する場合の月額上限額は次のとおりとなります。  
 ・途中で利用・認定期間が終了する場合の限度額  
 : 月額上限額 × 終了日までの平日の日数 ÷ その月の平日日数  
 ・途中で利用・認定期間が開始する場合の限度額  
 : 月額上限額 × 開始日からの平日の日数 ÷ その月の平日日数

7. ①に記入した幼稚園等で預かり保育事業を利用、又は認可外保育施設等を利用した場合に記入

利用年月	①に記入した在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に 支払った 金額(i) ※5	請求額 ※7 (「h + i」か 月額上限額の 低い方を記入)
	施設に支払った 金額(f)	利用日数	対象額(g) (450円× 利用日数)	fとgの金額の低 い方を 記入(h)		
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円

- ※ 利用料及び請求額に保育料以外の費用(特定費用等)を含めないでください。
- ※ **3カ月以上の請求をする場合は**、別紙3「10. 預かり保育事業を利用、又は認可外保育施設等を利用した場合に記入」に続きを記入してください。
- ※ **チェックリスト**を参考の上、(f)(i)の金額を証明する書類(領収証、特定子ども・子育て提供証明書等)を添付してください。
- ※5 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計) 開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※6 ※5の条件を満たす認可外保育施設等の利用がある場合は、別紙「8. 利用した施設・事業」を記入・ご提出ください。
- ※7 月額上限額は、認定種別が新2号の場合は11,300円、新3号の場合は16,300円となります。「h + i」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

事務処理欄 以下につきましては市の方で記入しますので、記入の必要はありません。

給付決定合計額①	円
----------	---